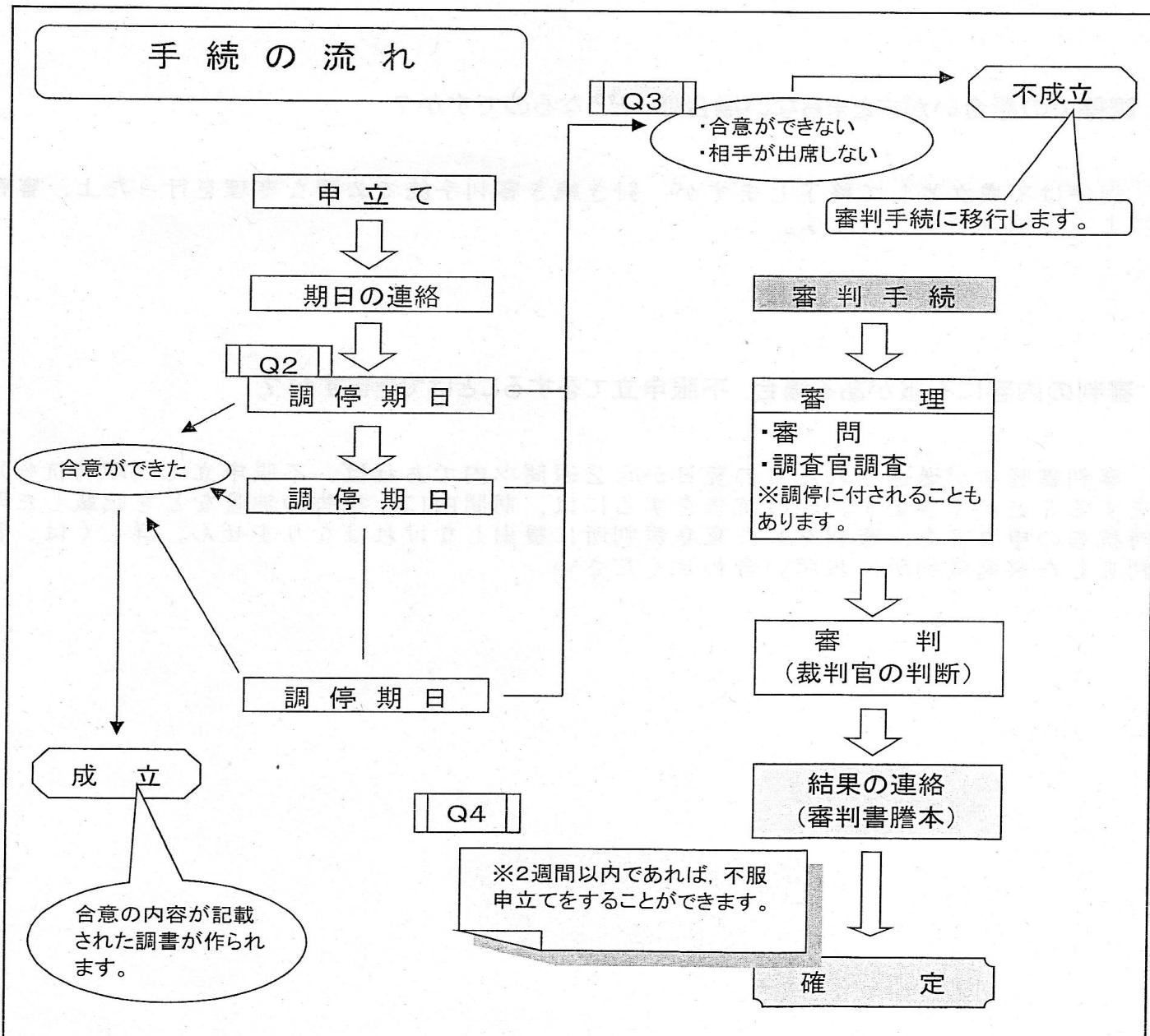


こ かんご かん しょぶん めんかいこうりゅう  
**「子の監護に関する処分(面会交流)」調停とは...**

養育・監護していない親と子との面接（面会、交流）について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことです（民法766条1項）。  
 調停の内容→Q1）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

申立てをする人	父又は母
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所]
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 子1人につき収入印紙1,200円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手680円分 [90円×1枚, 80円×6枚, 50円×1枚, 10円×6枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通（未成年者のもの） ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。



## 子の監護に関する処分(面会交流)Q&A

Q1 この調停では、どういったことを話し合うことができるのでしょうか？

子を養育・監護していない親が子と面会、交流等を行うこと（「面会交流」といいます。）について、その回数、日時、場所などといった具体的な内容や方法について話し合ることができます。

Q2 調停では、子との面会交流の回数や方法をどのようにして決められるのですか？

子との面会交流は、当然ながら、子にとって親と面接交渉を行うことが、その子の健全な成長を助け、子の福祉にかなうものにすべきです。そのために、調停では、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子に精神的な負担を与えることのないように十分配慮して、子の意向を尊重し、子の福祉にかなった取決めができるように話し合いを進めます

Q3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理を行った上、審判によって結論が示されます。

Q4 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）することができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください